

とちぎ未来人材応援奨学金支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、とちぎ未来人材応援奨学金支援助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 本助成金は、県と産業界が協力し、県内企業に就職した者の奨学金返還に要する経費を助成することにより、大学生等の県内企業への就職を促進し、若者の栃木県への定着を図るとともに、将来の地域を担うリーダー的人材を育成し、及び確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学、高等専門学校及び大学院（大学院にあつては、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第3条に規定する修士課程に限る。）をいう。
- (2) 大学生等 大学等に在学する学生をいう。
- (3) 県内の事業所等 県内に本社、本店、支社、支店、事業所等が所在する企業（製造業、卸売業・小売業、情報通信業、宿泊業（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号））に属する事業）をいう。ただし、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当しない企業の場合は、県内に本社機能を有する場合に限る。

(交付の対象)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、本助成金の対象者として認定を受けた者（以下「支給対象者」という。）のうち、次に掲げる要件を全て満たす者に対し、予算の範囲内で本助成金を交付することができる。

- (1) 県内の事業所等に正規雇用により就職している者
- (2) 定住することを目的として県内に住所を有する者

(本助成金の額)

第5条 本助成金の額は、次の(1)、(2)及び(3)により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に掲げる区分毎に、第2欄に定める額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額と第4欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額を8で除して得た額と前年度の奨学金返還額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
- (3) (2)の前年度の奨学金返還額とは、実際に返還した額のうち、卒業前2年間分の貸

与額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次条第2項の規定に基づく8年目又は同条第3項の規定により延長された交付期間の最終年度の本助成金の額は、前項(1)の規定により選定された額から既交付額を控除して得た額とする。

(助成対象期間等)

第6条 助成の対象とする期間は、県内の事業所等に就職した日から起算して8年間を経過した日の前日までとし、かつ、第4条各号に掲げる要件を連続して満たしている期間とする。

- 2 本助成金は、県内の事業所等に就職した日の属する年度の翌年度から8年間交付するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、助成対象期間及び交付期間を延長することができる。ただし、転勤し、離職し、又は返還期限猶予が承認された日の属する月の翌月から第4条各号に掲げる要件を満たした日の属する月までに返還した奨学金については、前条第1項(2)に規定する奨学金返還額から控除するものとする。

(1) 転勤により一時的に第4条各号に掲げる要件を満たさなくなった場合 県内の事業所等に勤務していない期間(2年以内に限る。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。)

(2) 離職により一時的に第4条各号に掲げる要件を満たさなくなった場合 離職している期間(2年以内に限る。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。)

(3) その他知事が特に認める事由により一時的に第4条各号に掲げる要件を満たさなくなった場合 第4条の各号に掲げる要件を満たさない期間(2年以内に限る。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。)

(4) 産前・産後休暇、育児休業等の理由により奨学金の返還期限の猶予が承認された場合 返還期限の猶予が承認された期間(10年以内に限る。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。)

(支給対象者の認定の手続)

第7条 本助成金の交付を受けようとする者は、卒業予定年度の前年で知事が別に定める期間内に、栃木県電子申請システムから申請し、支給対象者の認定を受けなければならない。

- 2 前項の申請後、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 奨学金貸与証明書又は奨学金の貸与を受けていることがわかるもの

(2) 成績証明書

(3) その他知事が必要と認めるもの

- 3 知事は、支給対象者の認定をしたときは、その旨をとちぎ未来人材応援奨学金支援助成金支給対象者認定通知書(様式第1号)により当該支給対象者に通知するものとする。

- 4 知事は、第1項の規定による申請があった場合において、支給対象者として認定することが適当でないと認めるときは、その旨当該申請をした者に通知するものとする。

(支給対象者の要件)

第8条 本助成金の支給対象者となる者は、県内の事業所等に就職を希望する大学生等で、次のいずれかの奨学金を借り入れ、返還予定の者とする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金
- (2) 公益財団法人栃木県育英会の一般奨学金
- (3) その他の貸与型奨学金

(支給対象者の認定の辞退等)

第9条 支給対象者は、本助成金の交付を辞退しようとするときは、速やかにとちぎ未来人材応援奨学金支援助成金支給対象者認定辞退届(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 支給対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に掲げる届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 退学し、休学し、留学し、留年し又は停学の処分を受けた場合 退学(休学・留学・留年・停学)届(様式第3号)
- (2) 復学した場合 復学届(様式第4号)
- (3) 大学生が大学院に進学し、高等専門学校生が専攻科に進学し、又は短期大学生若しくは高等専門学校生が大学に編入学した場合 進学(編入学)届(様式第5号)
- (4) 大学等を卒業した日の翌日から起算して1か月以内に就職しなかった場合(進学し、又は編入学した場合を除く。) 未就職届(様式第6号)
- (5) 住所又は氏名の変更があった場合 住所(氏名)変更届(様式第7号)

3 知事は、前2項の規定による届出に基づき認定を取り消したときは、その旨をとちぎ未来人材応援奨学金支援助成金支給対象者認定取消通知書(様式第8号)により当該支給対象者に通知するものとする。

(支給決定の認定の手続)

第10条 本助成金の交付を受けようとする支給対象者は、県内の事業所等に就職した日から1か月以内に、とちぎ未来人材応援奨学金支援助成金支給決定申請書(様式第9号)を知事に提出し、支給決定の認定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 卒業証明書
- (2) 成績証明書
- (3) 在職証明書(様式第10号)
- (4) 住民票の写し(過去1か月以内に発行されたもの)
- (5) 奨学金の返還残高証明書又は奨学金の返還残高がわかるもの
- (6) 第7条第3項に規定する通知書の写し
- (7) その他知事が必要と認めるもの

3 知事は、支給決定の認定をしたときは、その旨をとちぎ未来人材応援奨学金支援助成金支給決定通知書(様式第11号)により当該支給対象者に通知するものとする。

(支給決定者の責務)

第11条 前条の規定により支給決定の認定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、支給決定の日から起算して8年を経過する日まで県内に居住し、かつ、県内の事業所等に就職を継続していなければならない。

(支給決定者の辞退等)

第12条 支給決定者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにとちぎ未来人材応援奨学金支援助成金支給決定辞退届（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

(1) 本助成金の交付を辞退しようとするとき。

(2) 第4条各号に掲げる要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

2 支給決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に掲げる届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 住所又は氏名の変更があった場合 住所（氏名）変更届（様式第13号）

(2) 転職した場合（県内の事業所等に転職した場合に限る。） 転職届（様式第14号）

3 知事は、第1項の規定による届出に基づき支給決定を取り消したときは、その旨をとちぎ未来人材応援奨学金支援助成金支給決定取消通知書（様式第15号）により当該支給決定者に通知するものとする。

(助成対象期間の変更等の手続)

第13条 支給決定者は、第6条第3項の規定により助成対象期間又は交付期間の延長を受けようとする場合は、延長の事由が発生した日から1か月以内に、とちぎ未来人材応援奨学金支援助成金支給延長申請書（様式第16号）に、次の各号に掲げる延長の場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 第6条第3項第1号に掲げる場合 辞令又は県内の事業所等から転勤することが明らかであることを証する書類

(2) 第6条第3項第2号に掲げる場合 離職したことがわかる書類及び厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第23条の規定により設置された公共職業安定所が発行するハローワークカードの写し

(3) 第6条第3項第3号に掲げる場合 在職証明書及び住民票の写し

(4) 第6条第3項第4号に掲げる場合 奨学金の返還期限の猶予が承認されたことを証する書類

(5) その他知事が必要と認めるもの

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、審査の上助成対象期間及び交付期間の延長の可否を決定し、とちぎ未来人材応援奨学金支援助成金助成対象期間等延長決定通知書（様式第17号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(交付申請の手続)

第14条 本助成金の交付申請は、知事が別に定める期間内に、規則の別記様式第1による交付申請書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 在職証明書（様式第10号）
- (2) 住民票の写し（過去1か月以内に発行されたもの）
- (3) 前年度末現在の奨学金の返還残高証明書又は奨学金の返還残高及び前年度の奨学金返還額がわかるもの
- (4) 第10条第3項に規定する通知書の写し
- (5) その他知事が必要と認めるもの

（交付の条件）

第15条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本助成金に係る収入及び奨学金返還に係る支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を奨学金返還完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 本助成金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（本助成金の交付決定）

第16条 規則第5条の規定により交付の申請があったときは、審査の上、すみやかに交付決定を行うものとする。

- 2 助成金の交付決定通知は、とちぎ未来人材応援奨学金支援助成金交付決定通知書（様式第18号）によるものとする。

（本助成金の請求）

第17条 本助成金の交付の請求は、知事が別に定める日までに、規則の別記様式第4による請求書に交付決定通知書の写しを添付して行うものとする。

（本助成金の支払方法）

第18条 本助成金の支払方法は精算払とし、口座振替の方法により交付する。ただし、支給決定者から申出があったときその他特別な理由があるときは、他の方法により交付することができる。

（本助成金の交付決定の取消し）

第19条 規則第17条第1項に定めるもののほか、支給決定者が偽りその他不正の手段により本助成金の交付を受け、又は受けようとしたときは、知事は、その決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（提出書類の部数等）

第20条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

（雑則）

第21条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本助成金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則（平成28年3月22日付け労政第910号 労働政策課長通知）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30（2018）年8月21日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2（2020）年4月13日から施行する。

別表（第5条関係）

1. 区分	2. 対象経費	3. 補助率	4. 基準額
大学生	卒業前2年間に借り入れた奨学金の額	10分の10	1,500千円
短期大学生	卒業前2年間に借り入れた奨学金の額	2分の1	700千円
高等専門学校生	卒業前2年間に借り入れた奨学金の額	2分の1	700千円
大学院生	卒業前2年間に借り入れた奨学金の額	2分の1	1,000千円